

経 済 産 業 省

輸出注意事項 24 第 38 号
平成 24・06・27 貿局第 6 号

輸出管理内部規程の届出等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 24 年 7 月 19 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出管理内部規程の届出等についての一部を改正する通達

輸出管理内部規程の届出等について（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 6 号・輸出注意事項 17 第 9 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

輸出管理内部規程の届出等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出管理内部規程の届出等について（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1～7 (略)</p> <p>様式1・様式2 (略)</p> <p>様式3 輸出者等概要・自己管理チェックリスト</p> <p>(略)</p> <p>(注9) アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、<u>ブルガリア</u>、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p> <p>(略)</p> <p>様式4～様式7 (略)</p> <p>別紙1～別紙3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1～7 (略)</p> <p>様式1・様式2 (略)</p> <p>様式3 輸出者等概要・自己管理チェックリスト</p> <p>(略)</p> <p>(注9) アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p> <p>(略)</p> <p>様式4～様式7 (略)</p> <p>別紙1～別紙3 (略)</p>